

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)



産業廃棄物処理計画書

2016年 6月 24日

都道府県知事
廣瀬 勝貞 殿

提出者

住 所 大分県宇佐市院内町香下1703
氏 名 株式会社キリウ大分
取締役社長 大本 修



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0978-42-6222

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社キリウ大分
事業場の所在地	大分県宇佐市院内町香下1703
計画期間	2016年4月1日～2017年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

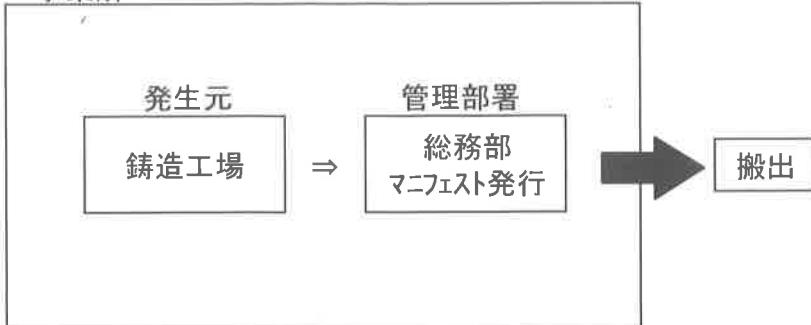
① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	4,473百万円
③ 従業員数	129名

事業所 産業廃棄物④の一連の処理の工程	生産工程
	<pre>graph TD; A[溶解] --> B[造型]; B --> C[仕上]; C --> D[焼成]; D --> E[中子]; E --> F[焼却]; F --> G[焼成]</pre>

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

事業所



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2015年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉱さい	
	排 出 量 (溶解原単位)	0.255 t	t
② 計画	(これまでに実施した取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・セメント材料として再利用 ・鋳物砂の骨材として再利用 		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉱さい	
	排 出 量 (溶解原単位)	0.242 t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・形状、方案の改善による中子砂（鉱さい）の削減 ・溶解原単位を5%削減。 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（2015年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	—		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t		t
	(これまでに実施した取組) ・別紙1のとおり			
		【目標】		
② 計画	産業廃棄物の種類	—		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t		t
	(今後実施する予定の取組) ・別紙1のとおり			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（2015年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	—		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t		t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t		t
		(これまでに実施した取組) ・別紙1のとおり		
		【目標】		
② 計画	産業廃棄物の種類	—		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t		t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t		t
		(今後実施する予定の取組) ・別紙1のとおり		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2015年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) ・別紙1のとおり			

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) ・別紙1のとおり			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2015年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉱さい	
	全処理委託量	0.255 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0.255 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組) ・別紙1のとおり			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉱さい	
	全処理委託量	0.242 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0.242 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組) ・別紙1のとおり			
※事務処理欄			

別紙1

〈産業廃棄物の抑制に関する事項〉

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
鉱さい	セメント材料として再利用 鑄物砂の骨材として再利用	現状取組みの継続。
汚泥	不良率削減、生産性向上により、歩留向上により産廃原単位を下げる。	現状取組みの継続。
廃プラ	梱包資材、方法の見直しにより、総量を削減する。	現状取組みの継続。
木くず	梱包資材、方法の見直しにより、総量を削減する。	現状取組みの継続。
廃油	不良率削減、生産性向上により、歩留向上により産廃原単位を下げる。	現状取組みの継続。

〈産業廃棄物の分別に関する事項〉

	分別している産業廃棄物の種類及び 分別に関する取組	今後実施する予定の産業廃棄物の種類及び 分別に関する取組
鉱さい	再生、再資源化に応じた適性分別の実施。	現状取組みの継続。
汚泥	(発生は限定されており、分別の必要なし。)	-
廃プラ	(発生は限定されており、分別の必要なし。)	-
木くず	(発生は限定されており、分別の必要なし。)	-
廃油	(発生は限定されており、分別の必要なし。)	-

〈自ら行う産業廃棄物の中間処理〉

該当なし

〈自ら行う埋立海洋投入処分〉

該当なし

〈自ら行う産業廃棄物の再生利用〉

該当なし

〈産業廃棄物の処理の委託に関する事項〉

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
鉱さい	再生、再資源化に応じた適性な委託の実施。	現状取組みの継続。
汚泥	再生、再資源化に応じた適性な委託の実施。	現状取組みの継続。
廃プラ	再生、再資源化に応じた適性な委託の実施。	現状取組みの継続。
木くず	再生、再資源化に応じた適性な委託の実施。	現状取組みの継続。
廃油	再生、再資源化に応じた適性な委託の実施。	現状取組みの継続。